

## 第2章

---

### 原子力災害事前対策



## 第2章 原子力災害事前対策

### 第1節 基本方針

本章は、原災法及び災対法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

### 第2節 中国電力(株)との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

- (1) 市は、中国電力(株)が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、中国電力(株)が計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始するものとする。
- (2) 市は、中国電力(株)から、原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について届け出があった場合、受理するものとする。

### 第3節 立入検査と報告の徴収

- (1) 市は、原災法第31条の規定により必要に応じ、中国電力(株)から報告の徴収を行い、また、原災法第32条第1項の規定により適時適切な発電所の立入検査を実施すること等により、中国電力(株)が行う原子力災害の予防(再発防止を含む。)のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。
- (2) 立入検査を実施する市の職員は、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令」(以下「命令」という。)第6条に規定する身分証明書を携帯して、立入検査を行うものとする。  
なお、身分証明書の様式は、命令別記様式第5によるものとする。

### 第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携

- (1) 市は、地域防災計画(原子力災害対策編)の作成、発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設(以下「オフサイトセンター」という。)の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する広報・防災意識の啓発、事故時の連絡体制、防護対策(避難計画の策定を含む。)、広域連携などを含めた緊急時の対応等については、原子力防災専門官と緊密な連携を図り、実施するものとする。
- (2) 市は、緊急時モニタリングの対応等については、県からの協力要請があった場合、県と連携し、必要に応じて、地区の担当として指定された上席放射線防災専門官と連携を図り、実施するものとする。

## 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- (1) 国は、原子力発電所の所在する地域ごとに、関係府省庁、地方公共団体等を構成員等とする地域原子力防災協議会を設置することとされており、同協議会において、要配慮者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者の協力内容等についての検討及び具体化を通じて、県や市が作成する地域防災計画・避難計画等に係る具体化・充実に係る支援を行うこととされている。  
市は、島根地域原子力防災協議会において行われる、避難計画を含む島根地域の緊急時における対応（以下「緊急時対応」という。）が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることの確認に協力する。
- (2) 市は、国、県等と協力し、島根地域原子力防災協議会において確認した緊急時対応に基づき訓練を行い、訓練結果から反省点を抽出し、その反省点を踏まえて島根地域における緊急時対応の改善を図るために必要な措置を講じ、継続的に地域の防災体制の充実を図るものとする。
- (3) 市は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。
- (4) 市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
- (5) 市は、避難所等の確保、資機材の備蓄等、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

## 第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、県、中国電力㈱、その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

### 1. 情報の収集・連絡体制の整備

#### (1) 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、中国電力㈱、その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制の確保を図ることを目的として、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、国、県、中国電力㈱、関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。  
・中国電力㈱からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）

- ・防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先
- ・防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常の決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- ・関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

## （2）機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

## （3）情報の収集・連絡にあたる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図るものとする。

## （4）非常通信協議会との連携

市は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

## （5）移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話、漁業（指導）無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、消防無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

## （6）関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

## 2. 情報の分析整理

### （1）人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析・整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

### （2）原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。

また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について、その推進に努めるものとする。

### （3）防災対策上必要とされる資料

市は、国、県、中国電力㈱及び関係機関と連携し、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような発電所に関する資料、社会環境に関する資料、防護措置の判断に関する資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、オフサイトセンターに適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。

また、市はこれらの資料のうち社会環境に関する資料等を市役所等に適切に備え付けるものとする。

＜オフサイトセンターに整備を行うべき資料の例＞

- ① 発電所に関する資料
  - ア 原子力事業者防災業務計画
  - イ 発電所の施設の配置図
- ② 社会環境に関する資料
  - ア 種々の縮尺の周辺地図
  - イ 周辺地域の人口、世帯数（発電所との距離別、方位別、要配慮者の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）、安定ヨウ素剤の事前配布状況
  - ウ 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート、空港、港湾（漁港含む）等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ、ふ頭の水深等の情報を含む。）
  - エ 地域で定められている一時集結所の施設に関する情報
  - オ 周辺地域の防災上特に配慮すべき施設（保育所（園）、幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、障がい福祉施設、刑務所等）に関する資料（発電所との距離、方位等についての情報を含む。）
  - カ 原子力災害医療に関する資料（原子力災害拠点病院及び原子力災害医療機関に関する事項）
  - キ オフサイトセンター周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法
  - ク 放射線防護対策工事の実施施設
- ③ 防護措置の判断に関する資料
  - ア 周辺地域の気象資料（周辺測定点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）
  - イ モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定候補地点図及び環境試料採取候補地点図
  - ウ 線量推定計算に関する資料
  - エ 平常時環境放射線モニタリング資料
  - オ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
  - カ 農林水産物の生産及び出荷状況
- ④ 防護資機材等に関する資料
  - ア 防護資機材の備蓄・配備状況
  - イ 避難用車両の緊急時における運用体制
- ⑤ 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料
  - ア 中国電力株を含む防災業務関係機関の緊急時の対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む）
  - イ 中国電力株との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）
  - ウ 関係機関の連絡体制表
- ⑥ 避難に関する資料
  - ア 地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難経由所、避難先その他留意点を記載した住民配布のもの）
  - イ 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの）

### 3. 通信手段・経路の多様化等

市は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下に掲げる事項のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟に努めるものとする。

また、電気通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

#### (1) 無線通信機器の整備

市は、IP無線機及び同報系防災行政無線の適切な維持管理に努めるものとする。

なお、この場合、同報系防災行政無線にあっては、可聴範囲外地域の解消に努めるものとする。

#### (2) 災害に強い伝送路の構築

市は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

#### (3) 機動性のある緊急通信手段の確保

市は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。

#### (4) 災害時優先電話等の活用

市は、西日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

#### (5) 通信輻輳の防止

市は、移動通信系の運用においては、可能な限り通信輻輳の防止に努めるとともに、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じたときには、総務省と調整を実施するものとする。

#### (6) 非常用電源等の確保

市は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備(補充用燃料を含む。)し、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を行うものとする。

#### (7) 保守点検の実施

市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うものとする。

#### (8) 幹部職員等への携帯電話配備

市は、緊急時に速やかな連絡がとれるよう幹部職員、防災担当職員に携帯電話を配備するよう努めるものとする。

## 第7節 緊急事態応急体制等の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

なお、各機関等が実施することが想定される措置等については、別添4のとおりとする。

### 1. 警戒体制及び災害対策本部体制等の整備

#### (1) 警戒体制

市は、県が管理するモニタリングポスト（固定局）で県環境放射線情報システム管理運営要領（以下「運営要領」という。）及び関連要項に定める線量率異常（ $0.22 \mu\text{Gy/h}$ 以上）が確認された場合（機器の故障、自然現象等による場合を除く。）、発電所から安全協定第10条の異常時における連絡があった場合、情報収集事態若しくは警戒事態の発生を認知した場合又は警戒事態発生との連絡を受けた場合は、関係部局が情報の共有及び市のとるべき措置等について協議するため、防災部長を長とする原子力事故対策会議を速やかに設置し、運営できるような体制（警戒体制）をあらかじめ整備するものとする。

#### (2) 災害対策本部体制

市は、施設敷地緊急事態発生の通報や全面緊急事態発生の通報が発電所の原子力防災管理者からあった場合、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

また、必要に応じて、現地災害対策本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

さらに、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行なうための体制についてあらかじめ定めておくものとする。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

### 2. 警戒体制又は災害対策本部体制をとるために必要なマニュアル等の整備

市は、警戒体制又は災害対策本部体制をとる必要があると判断される場合に、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む。）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしたうえで職員に周知しておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。

また、事故対策のための警戒体制又は災害体制をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。

### 3. オフサイトセンターにおける災害体制への支援及び参加体制の整備

#### (1) オフサイトセンターの立ち上げ

市は、警戒事態の発生を認知した場合又は警戒事態の発生との連絡を受けた場合もしくは施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、直ちに国、県等と協力して、オフサイトセンターにおける立ち上げ準備を行えるよう、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

## (2) 現地事故対策連絡会議への職員派遣

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催する際、これに市の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、オフサイトセンターへの派遣手段等を定めておくものとする。

## (3) 原子力災害合同対策協議会への職員派遣

市は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、オフサイトセンターに設置された原子力災害合同対策協議会に参画するものとする。同協議会は、国の原子力災害現地対策本部、県、市等のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び発電所の代表者から権限を委任された者から構成され、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、市は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員、その派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。

また、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとに、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け、国、県、市、関係機関、中国電力㈱等のそれぞれの職員を配置することとされており、市はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

## 4. 長期化に備えた動員体制の整備

市は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備えた、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

## 5. 防災関係機関相互の連携体制

(1) 市は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、発電所、その他の関係機関と相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

(2) 市は、屋内退避又は避難のための立退き等の指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

## 6. 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

市は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結を促進するなど、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

## 7. 広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査等の場所等に関する広域的な応援体制及び、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、国、県の協力のもと、民間事業者や市町村間の協力協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。

市は、発電所との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行うほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

## 8. オフサイトセンター

(1) 市は、原災法第12条の規定により、オフサイトセンターの指定又は変更について、内閣総理大臣から意見を求められた場合は、意見を内閣総理大臣に提出するものとする。

(2) 市は、国及び県とともにオフサイトセンターを地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。

## 9. 緊急時モニタリング体制等への協力

市は、県からの協力要請があった場合、県が設置する島根県モニタリング本部が実施する平常時モニタリングの強化及び国の統括のもと設置される緊急時モニタリングセンターが実施する緊急時モニタリングに協力するものとする。

## 10. 専門家の派遣要請手続き

市は、発電所より施設敷地緊急事態発生 of 通報を受けた場合に備え、必要に応じて国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

## 11. 複合災害に備えた体制の整備

市は、国及び県と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

また、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

## 12. 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

市は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、県、指定公共機関及び中国電力(株)と連携を図るものとする。

## 第8節 避難受入活動体制の整備

### 1. 避難計画の作成

市は、国、県、避難先自治体及び関係機関の協力のもと、避難計画を作成するものとする。

なお、避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は原子力災害対策重点区域の外とする。よって本市における避難は市外への広域避難とし、国及び県が中心となって市町村の間の調整を図るものとし、避難計画については、県及び関係市と、それぞれの整合性をとるものとする。

また、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。

#### 【予防的防護措置を準備する区域（PAZ）】

原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ作成し、施設敷地緊急事態発生時にはPAZ内の施設敷地緊急事態要避難者の避難、全面緊急事態に至ったことによる原子力緊急事態宣言発出時にはPAZ内の住民等の避難が直ちに可能な体制を構築するものとする。

#### 【緊急防護措置を準備する区域（UPZ）】

PAZの住民避難が先行して行われるため、その円滑な避難が実施できるよう配慮しながら、原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、避難計画を策定するものとする。

### 2. 避難所等の整備等

#### （1）避難所等の選定

市は、広域避難にあたっての地区内のバス等で避難する場合の集合場所（一時集結所）等をあらかじめ選定するとともに、県、避難先自治体と調整の上、広域避難にあたっての避難先自治体の目的地となる避難経路所及び避難所を、公民館、コミュニティセンター等公共的施設等を対象に、避難先自治体の同意を得てあらかじめ選定し、住民への周知徹底を図るものとする。一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、広域福祉避難所を選定するよう努めるものとする。避難所等の選定にあたっては、要配慮者に十分配慮するものとする。

また、市は国、県、避難先自治体の協力のもと、広域避難に係る協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。

なお、避難所等として選定された建物については、必要に応じ、国、県、避難先自治体と連携し、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

#### （2）避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

市は、国、県等と連携し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努めるものとする。また、市は、県と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。

#### （3）屋内退避体制の整備

市は、県等と連携し、市内の屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的な屋内退避体制の整備に努めるものとする。

また、市は、要配慮者等が一時退避する施設として、県において行われる放射線防護対策施設の整備について、協力するものとする。

#### (4) 広域一時滞在に係る応援協定の締結

市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、避難先自治体等との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

#### (5) 被災者支援の仕組みの整備

市は、平常時から、国、県、避難先自治体と連携し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

#### (6) 物資の備蓄に係る整備

市は、国、県、避難先自治体と連携し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や、マスク、消毒液などの感染防止対策物資等の備蓄に努めるとともに、避難所等として選定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。

### 3. 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備

(1) 市は、県の協力のもと、要配慮者等への対応を強化するため、要配慮者等に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制を整備するとともに、避難誘導にあたっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、避難誘導・安否確認等を行うための体制の整備、避難訓練の実施に一層努めるものとする。

(2) 市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

(3) 市は、名簿情報提供の同意を得た避難行動要支援者の名簿情報は、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者（消防機関、警察機関、民生児童委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織及び要配慮者支援組織、その他市長が特別に認める者）へ提供するものとする。なお、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難行動要支援者の同意がない場合であっても、避難支援等関係者やその他の者に対し避難行動要支援者名簿を提供することができる。

(4) 市は、個々の避難行動要支援者が、避難に要する時間や必要とする支援の種類といった個別の事情に応じて必要な支援を受けることができるよう、名簿情報の提供について同意を得た避難行動要支援者に対して、個別避難計画の作成について同意を得たうえで、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画は避難行動要支援者の状況の変化に合わせて必要に応じて更新するよう努めるものとする。

(5) 市は、個別避難計画を避難支援等関係者に提供することについて、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意を得たときは、あらかじめ個別避難計画の情報を避難支援等関係者に提供するものとする。なお、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要

な配慮をする。

- (6) 市は、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報等の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。
- (7) 市は、県の協力のもと、避難行動要支援者に含まれない要配慮者に関する情報の共有に努めるとともに、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図るものとする。
- (8) 病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難の際における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。
- (9) 介護保険施設、障がい者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。

#### 4. 学校等施設における避難計画の整備

学校、幼稚園、保育所（園）等施設（以下「学校等」という。）の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難マニュアルを作成するものとする。

また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所（園）・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

#### 5. 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成

駅、ショッピングセンター、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、市、県と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じて、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

#### 6. 住民等の避難状況の確認体制の整備

市は、屋内退避又は避難のための立退き等の指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、県、避難先自治体と連携し、避難先自治体に開設した避難所以外に避難した住民を把握する仕組みの構築に努めるものとする。

#### 7. 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備

市は県、避難先自治体と連携し、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の県及び市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

## 8. 警戒区域を設定する場合の計画の策定

市は、警戒区域を設定する場合に備え、国、県と連携して警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保するものとする。

## 9. 避難所等・避難方法等の周知

市は、避難や避難退域時検査等の場所、避難方法（バス等で避難する場合の一時集結所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合や、その他やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を国、県、市、防災業務関係者及び住民等が共通して認識することが必要となる。市は、国、県及び中国電力㈱の協力のもと、情報収集事態又は警戒事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

また、住民等に対し、具体的な避難指示等の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。

## 第9節 飲食物の摂取制限及び出荷制限

### 1. 飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制整備

市は国、県及び関係機関と協議し、飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

### 2. 飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合の住民への供給体制の確保

市は県と協力し、飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合における、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくものとする。

## 第10節 緊急輸送活動体制の整備

### 1. 専門家の移送体制の整備

市は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等からの緊急時モニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。

### 2. 緊急輸送路の確保体制等の整備

市は、市の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭においた整備に努めるものとする。また、市の道路管理者は、県及び県警察本部と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。

## 第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

### 1. 救助・救急活動用資機材の整備

市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるものとする。

### 2. 救助・救急機能の強化

市は国、県及び中国電力㈱と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

### 3. 原子力災害医療体制の整備

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、避難退域時検査、除染等原子力災害医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。

### 4. 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備

市は、原子力災害対策指針を参考に、国、県、医療機関等と連携して、PAZ内及びPAZ外であって安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びに緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の服用が行えるよう、準備しておくものとする。

### 5. 消火活動体制の整備

市は、平常時から県、中国電力㈱等と連携を図り、発電所及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備を行うものとする。

### 6. 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

- (1) 国は、緊急事態応急対策を行う防災業務関係者の放射線防護に係る基準をあらかじめ定めておくものとされている。
- (2) 市は、上記の基準を適用する、又は同基準を参考として、当該防災業務関係者の放射線防護に係る指標をあらかじめ定めておくものとする。被ばくの可能性がある環境下での活動を要請された組織は、上記の基準を参考として、要請した組織と協議して同指標を定めることができるものとする。
- (3) 市は、国及び県と協力し、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。
- (4) 市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及び中国電力㈱と相互に密接に情報交換を行うものとする。

## 7. 物資の調達、供給活動体制の整備

- (1) 市は、国、県及び中国電力㈱と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ市内の備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄と分散備蓄を組み合わせる等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市は、国及び県と連携の上、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

## 第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

- (1) 市は、国及び県と連携し、情報収集事態又は警戒事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや対象等に応じた具体的な内容を整理しておくものとする。また、住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。
- (2) 市は、国及び県と連携し、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、住民等への的確な情報を常に伝達できるよう、体制、防災行政無線等の無線設備（戸別受信機を含む。）、広報車両等の施設、設備の整備を図るものとする。
- (3) 市は、国及び県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。
- (4) 市は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、要配慮者等に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。
- (5) 市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力のもと、コミュニティー放送局、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、広報用電光掲示板、屋内告知端末、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。
- (6) 市は、子どもや高齢者では効果的な周知方法が異なることから、世代ごとにわかりやすく情報が伝わるよう、それぞれのニーズに応じた手段を用いて情報発信に努めるものとする。

### 第13節 行政機関の業務継続計画の策定

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と、事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立退き等の指示等を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

### 第14節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発等

(1) 市は、国、県及び中国電力㈱と協力し、住民等に対して、原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報を行うものとする。

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ② 発電所の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤ 緊急時に、市、国、県等が講じる対策の内容に関すること
- ⑥ 屋内退避に関すること
- ⑦ 避難計画に関すること
- ⑧ 要配慮者への支援に関すること
- ⑨ 緊急時にとるべき行動
- ⑩ 避難所での運営管理、行動等に関すること
- ⑪ その他必要な事項

(2) 市は教育機関、民間団体等との緊密な連携のもと、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

(3) 市が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点や様々な避難者のニーズに十分に配慮するよう努めるものとする。に加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

(4) 市は、避難状況の確実な把握に向けて、避難先自治体に開設した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

(5) 市は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

(6) 市は、住民等に対し、原子力防災に関する知識の普及及び啓発を図るため、地域の実情に

応じ可能な限り、その具体的内容を、防災無線、屋内告知端末、広報紙、テレビ、ラジオ、パンフレット等の広報媒体を利用し、防災知識の普及を図るものとする。

## 第 15 節 防災業務関係者の人材育成

市は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者等に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。

また、国、県及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者等に対する研修を必要に応じ実施するものとする。

さらに、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性などの、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

- ① 原子力防災体制及び組織に関すること
- ② 発電所の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤ モニタリング実施方法及び機器に関すること
- ⑥ 避難退域時検査及び簡易除染に関すること
- ⑦ 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- ⑧ 緊急時に市、県及び国等が講じる対策の内容
- ⑨ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ⑩ 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
- ⑪ その他緊急時の対応に関すること

## 第 16 節 防災訓練等の実施

### 1. 訓練計画の策定

(1) 市は、国、県、中国電力㈱等の関係機関の協力のもと、次に掲げる防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を、県と共同又は独自に行うものとする。

- ① 災害対策本部等の設置運営訓練
- ② オフサイトセンターへの参集、立ち上げ、運営訓練
- ③ 緊急時通信連絡訓練
- ④ 緊急時モニタリング訓練
- ⑤ 原子力災害医療訓練
- ⑥ 住民等に対する情報伝達訓練
- ⑦ 住民等の避難措置等訓練
- ⑧ 消防活動訓練・人命救助活動訓練

(2) 市は、原災法第 13 条に基づき国が行う総合的な防災訓練に当市が含まれる場合には、住民避難及び住民等に対する情報提供などの市が行うべき防災対策の内容の検討や、複合災害や重大事故等、原子力緊急事態の内容を具体的に想定した詳細な訓練シナリオの作成などについて、国が定める訓練の実施計画との調整を図るものとする。

## 2. 訓練の実施

### (1) 要素別訓練等の実施

市は、地域防災計画に基づき、国、県、中国電力㈱等の関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的実施するものとする。

### (2) 総合的な防災訓練の実施

市は、原災法第13条に基づき国が行う総合的な防災訓練の実施計画に基づき、必要に応じ住民の協力を得て、国、県、中国電力㈱等の関係機関と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

## 3. 実践的な訓練の実施と事後評価

市は、訓練を実施するにあたり、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等、原子力緊急事態の内容を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や、図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

市は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定め、行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

市は、島根地域原子力防災協議会にて共有された、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等、明らかになった課題に関して、必要に応じて市の緊急時対応に係る計画やマニュアルの改善等を行うものとする。

市は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

## 第17節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬中の事故に係る防災対策については、原子力災害の発生及び拡大の防止のため、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者並びに国は、輸送が行われる都度経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性、具体的な事故想定に係る輸送容器の安全性等を踏まえつつ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図るものとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。

(1) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を都道府県消防防災主管部局に報告し、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、中国電力㈱等と相互に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備するものとする。

(2) 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、中国電力㈱等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するために必要な体制を整備するものとする。

- (3) 事故の通報を受けた最寄りの海上保安官署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安部職員の安全確保を図りつつ、中国電力(株)等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するために必要な体制を整備するものとする。
- (4) 核燃料物質等の運搬中の事故により市民に影響が及ぶと想定される場合、市は、県と事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

## 第18節 災害復旧への備え

市は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。